

大統領令 094-2020-PCM 号（別添）

外出が認められる活動

- ① 食品の購入、生産、供給を目的とした活動（一般販売のための保管と流通業務を含む）。
- ② 医薬品と生活必需品の購入、生産、供給を目的とした活動。
- ③ 医療機関や検査機関への往来とその従業員の移動。
- ④ 本別添内容に記された経済活動に係わる労働者の移動。
- ⑤ 高齢者、幼児、身体障害者の介護、脆弱者の保護を目的とした移動。
- ⑥ 金融機関、保険会社、年金機関とそれに付随するサービス業関係者の移動。
- ⑦ 燃料の生産、貯蔵、輸送、流通、販売に係わる移動。
- ⑧ 本令に記されたサービスに従事する者に対する宿泊施設関係者の移動。
- ⑨ マスコミとコールセンター（緊急サービスのみ）の活動のための移動。
- ⑩ 新型コロナ対策に従事する政府官公庁関係者と、活動再開が認められた同関係者。
- ⑪ 会計監査院、制度管理機関、労働監督庁（SUNAFIL）の従業員、および自治体の労働査察官。
- ⑫ 学校教材の輸送と配布、食育プログラムの食材の保管、輸送、調理、教育インフラの維持管理に係わる者の移動。※
- ⑬ 経済活動再開に係わる業務とサービス従事者の移動。※
- ⑭ 衣類、靴、電化製品、書籍、学校用品、オフィス用品のEコマースサービスに従事する者の移動。※
- ⑮ 新型コロナ以外の人や動物に対する医療サービス従事者（検査、歯科、耳鼻科、リハビリ等）の移動。※
- ⑯ 携帯アプリケーションによる宅配サービス業の従事者の移動。※
- ⑰ 情報通信技術、ガス供給、庭師、電気技工、大工、クリーニング、修理業、美容院・床屋、美容サービス、金物屋、家庭清掃または補助サービス（家政婦など）などの個人事業主および技術サービス従事者の移動。ただし、これらのサービスは全て顧客の自宅で行うもので、店舗の再開は不可。
- ⑱ スポーツ連盟活動（プロサッカーなど）。ただし試合は全て無観客形式で行う。※
- ⑲ 本令公布以前に許可を受けている経済活動。

※いずれも所管省庁許可と保健省ガイドラインを遵守することが求められる。

（ジェットロリマ事務所作成）